

平成28年度第10回滝沢市教育委員会議定例会議事日程

平成28年1月28日

13時30分～14時00分

滝沢市役所 庁議室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 教育長事務報告
- 日程第4 議案第1号 滝沢市立小中学校管理運営規則の一部を改正することについて
- 日程第5 議案第2号 滝沢市教育委員会教育長の権限に属する事務の委任に関する規定の全部を改正することについて
- 日程第6 議案第3号 滝沢市いきいき人材バンク事業実施要綱の一部を改正することについて

# 教育長事務報告書

平成28年1月28日

月 日	曜	事 項	場 所
12月24日	木	教職員定期人事異動に係る盛岡教育事務所長ヒアリング	庁内
1月5日	火	平成27年度第32回岩手県教育評価研究大会	盛岡市「盛岡市民文化ホール」
1月7日	木	市特別支援教育巡回相談事業第2回情報交換会	庁内
1月8日	金	市議会定例会1月会議	庁内
1月10日	日	市新成人のつどい	岩手産業文化センターアピオ
〃	〃	市交通指導隊初出動式	滝沢市役所前駐車場
〃	〃	市消防出初式	滝沢市役所前駐車場
1月12日	火	滝沢市商工会新春名刺交換会	滝沢ふるさと交流館
1月14日	木	第2回市生涯学習推進協議会	庁内
1月15日	金	故村井正志氏(元滝沢南中学校長)、故川合孝氏(元篠木小学校長)叙勲伝達	姥屋敷小学校、盛岡市高松
1月17日	日	2016第11回初踊り	滝沢ふるさと交流館
〃	〃	齊藤慶二氏瑞宝単光章受章記念祝賀会	盛岡市「ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング」
1月18日	月	第4回管内教育長会議並びに第1回教職員人事異動等調整会議	盛岡市「盛岡地区合同庁舎」
〃	〃	管内教育振興協議会第2回理事会・幹事会	盛岡市「盛岡地区合同庁舎」
1月19日	火	第10回市校長会議	庁内
1月20日	水	フレンド滝沢ネットワーク担当者会議	庁内
1月22日	金	塩竈市教育委員会視察対応	庁内
〃	〃	第2回教職員人事異動等調整会議	盛岡市「盛岡地区合同庁舎」
1月25日	月	第4回今後の県立高校に関する地域検討会議	盛岡市「盛岡地区合同庁舎」
〃	〃	市長との「お気軽トーク」	姥屋敷中学校
〃	〃	姥屋敷小中学校の今後の在り方に関する懇談会	姥屋敷小中学校
1月27日	水	第6回滝沢の歩み作成委員会	庁内
1月28日	木	議会全員協議会	庁内
〃	〃	第10回教育委員会議	庁内

## 議案第 1 号

滝沢市立小中学校管理運営規則の一部を改正することについて

滝沢市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則

滝沢市立小中学校管理運営規則（昭和 39 年滝沢村教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（指導養護教諭）

第 17 条の 3 学校に前条の職のほか、指導養護教諭を置くことがある。

2 指導養護教諭は、学校教育法第 37 条第 1 2 項（同法第 49 条において準用する場合を含む。）に規定する職務を行うほか、養護教諭に対して、保健教育指導等の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第 25 条の 2 第 2 項中「事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他事務をつかさどる。」を「困難な事務をつかさどるとともに、共同実施組織を総括する。」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（主幹）

第 25 条の 3 学校に主幹を置くことがある。

2 主幹は、校長の監督を受け、重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。

第 26 条の見出し及び同条中「主任事務主査」を「主任主査」に改める。

第 26 条の 2 の見出し及び同条中「事務主査」を「主査」に改める。

第 26 条の 3 の見出し、同条及び第 27 条第 2 項中「事務主任」を「主任」に改める。

第 31 条の 3 第 1 項中「事務処理の相互支援」を「事務処理と学校運営の支援」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 1 月 28 日提出

滝沢市教育委員会教育長 熊 谷 雅 英

理由

小中学校に「指導養護教諭」の職が設置されるほか、小中学校事務の共同実施体制の機能強化に基づく「事務長」の設置に伴い、所要の整備をしようとするものである。これが、この規則案を提出する理由である。

議案第 2 号

滝沢市教育委員会教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の全部を改正することについて

滝沢市教育委員会教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の全部を改正する訓令

(別紙)

平成 28 年 1 月 28 日提出

滝沢市教育委員会教育長 熊 谷 雅 英

理由

小中学校事務の共同実施体制の機能強化に基づく事務長の設置に伴い、所要の整備をしようとするものである。これが、この訓令案を提出する理由である。

滝沢市教育委員会教育長の権限に属する事務の委任に関する規程

滝沢市教育委員会教育長の権限に属する事務の委任に関する規程（平成10年滝沢村教育委員会教育長訓令第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第4項の規定に基づき、教育長の権限に属する事務の委任に関し必要な事項を定めるものとする。

（小学校及び中学校の校長委任事項）

第2条 小学校及び中学校の校長に、学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条又は第49条において準用する同法第35条の規定に基づく出席停止を命ずることを委任する。

（共同実施組織の長委任事項）

第3条 滝沢市立小中学校管理運営規則（昭和39年滝沢村教育委員会規則第1号）第31条の3に規定する共同実施組織の長に委任する事項は、次のとおりとする。

（1）岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号。以下「条例」という。）別表第1の6の3及び岩手県教育委員会の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則（平成12年岩手県教育委員会規則第15号）第2条の規定に基づく県費負担教職員に係る扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の支給に関する事務を処理すること。

（2）条例別表第1の5の3及び6の2の規定に基づく県費負担教職員に係る児童手当等の支給に関する事務を処理すること。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 3 号

滝沢市いきいき人材バンク事業実施要綱を一部改正することに関し議決を求める  
ことについて

滝沢市いきいき人材バンク事業実施要綱の一部を改正する告示  
(別紙)

平成 2 8 年 1 月 2 8 日提出

滝沢市教育委員会教育長 熊 谷 雅 英

理由

滝沢市いきいき人材バンクの事業実施にあたり、事務手続きを最適化するため見直す  
とともに、併せて所要の整備をしようとするものである。これが、この要綱案を提出す  
る理由である。

滝沢市いきいき人材バンク事業実施要綱の一部を改正する告示

滝沢市いきいき人材バンク事業実施要綱（平成13年滝沢市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「を募集」を削り、「活動分野」を「募集分野」に、「別表のとおりとする」を「教育長が別に定める」に改める。

第3条第3号中「満20歳以上のもの」を「満20歳以上の者」に改める。

第4条を次のように改める。

（登録）

第4条 バンクに登録をしようとする者は、事前に教育長の承認を受けるものとし、登録の有効期限は、登録の日の属する年度末までとする。ただし、教育長は、本人の意思を確認の上、登録を更新することができる。

第5条中「場合」を「場合には」に、「滝沢市いきいき人材バンク変更登録申請書（様式第2号。以下「変更申請書」という。）を教育長に提出するものとする」を「教育長に届出を行わなければならない」に改める。

第6条第1項を削り、同条第2項中「前項の規定にかかわらず」を削り、同項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号中「申請書及び変更申請書の」を削り、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

（1）登録者の意思により登録を取り消す申出があったとき。

第6条第2項を同条とする。

第8条第1項中「、団体が」を「、市内の団体が」に改める。

第9条中「活動」を「バンクの活動」に改め、「ものとする」を削る。

第10条中「生涯学習課」を「生涯学習文化課」に改める。

別表を削る。

様式第1号から様式第3号までを削る。

附 則

この告示は、平成28年2月1日から施行する。